

土木部関係団体 様

新潟県土木部監理課長

新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等（濃厚接触者の対応等）について（通知）

平素より本県の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加に伴い、真に医療が必要な方を速やかに医療につなげるため、当面の間、保健所の対応を重点化することといたしましたので、御理解いただくとともに、事業所において感染が発生した場合の濃厚接触者に関する対応等について、下記のとおりご協力くださるようお願いいたします。また、関係事業所等への周知につきましてもご協力をお願い致します。

記

1 保健所対応の重点化の内容（太字・下線が従来の対応と異なる点です。）

- 検査陽性者の健康状態を確認
 - 検査陽性者の「同居家族」等に対して、濃厚接触者として検査を実施
 - 上記以外の濃厚接触者・接触者に対しては、保健所から連絡や検査を実施しません。（但し、発熱などの体調変化があった場合には、濃厚接触者・接触者ご本人から、かかりつけ医、受診・相談センター、保健所のいずれかにご連絡いただくことで、速やかに受診・検査を調整。また、感染拡大した場合にリスクが高い施設（医療機関、高齢者施設、障がい福祉施設）については、従前どおり積極的疫学調査を実施します。
- ※詳細は別紙「県内の新型コロナ感染拡大に伴う対応について①②」を参照ください。

2 上記重点化に伴う事業所等の対応（依頼事項）

<対象となる事業所等：医療機関・高齢者施設や障がい福祉施設以外の企業、学校等>

- 濃厚接触者のリストの作成及び10日間の濃厚接触者（自宅待機者）の管理
- 濃厚接触者に対しては「自宅待機期間中に体調の変化があった場合は、かかりつけ医、新潟県新型コロナ受診・相談センター、保健所へ受診、検査の相談をすること」を周知

※詳細は別紙「「新型コロナウイルス感染症」陽性者が確認された事業所の方へのお願い」を参照ください（濃厚接触者の範囲、リストの作成等）

同様の内容を県ホームページ上「新型コロナウイルスの感染者が確認された事業者の方へのお願い」でご案内しておりますのでご覧ください。

<HPアドレス>

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/noukousessyoku-jigyousya.html>

また、貴事業所が社会機能維持者の事業所に該当する場合は、県ホームページ「新型コロナウイルス感染症濃厚接触者のうち社会機能維持者の範囲の取扱いについて」をご覧ください。

<HPアドレス> <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/0457997.html>

3 その他

- (1) 「休業手当」及び「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の申請にあたっては保健所の証明は不要であることから、保健所での証明書発行はいたしませんのでご承知おきください。
- (2) 濃厚接触者の方は、薬局等で実施されているワクチン検査パッケージ等による無料検査所の利用はできませんのでご承知おきください。

担当	新潟県土木部監理課	建設業室	塩浦 (025-280-5839)
		課長補佐	堀川 (025-280-5837)